

ファミリー交通傷害共済にご加入の組合員の皆さまへ

補償を拡充して **リニューアル!**

NEW

新ファミリー交通傷害共済

12月1日より、「個人賠償責任保険」が自動付帯された商品へ新しく生まれ変わります。

なお、「個人賠償責任保険」保険料の費用負担はありません。



補償内容について

ファミリー交通傷害共済

交通事故におけるご自身・ご家族のケガの補償



個人賠償責任保険

1億円

(示談交渉サービス付)

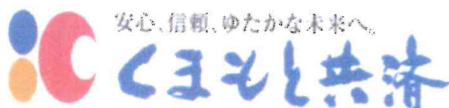
※引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社

日常生活に起こる偶然な事故による賠償責任に備える補償

掛金は今までと同様、月々 **1,000** 円

現在、熊本県で加入義務化されている

自転車保険にも対応可能です!!



熊本県火災共済協同組合

本部 熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階) TEL.096-325-3411
八代営業所 八代市松江城町6番6号(八代商工会館2階) TEL.0965-35-5886
天草営業所 天草市栄町1番25号(本渡商工会館2階) TEL.0969-24-2516

<http://www.kumamoto-kyosai.or.jp>

もし、こんな交通事故が起こったら?



ケース① (実例)

2008年9月、当時小学5年生の児童が夜間、自転車で歩行者に正面衝突。

被害者は転倒して頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

(神戸地裁 H25.7月判決)

この事例での

相手側への賠償 (個人賠償責任保険) **9,521万円**



Point 12月1日より個人賠償責任保険が自動付帯されることでこのような事故が発生した場合も相手への賠償として最高**1億円まで**補償されるようになります。



Point さらに、この児童の家族がもしファミリー交通傷害共済に加入していれば同居家族として児童のケガについて補償することができます。

ケース② (実例)

飼い猫が来客の右手甲を噛み、筋を痛めるケガを負わせてしまった。



この事例での

相手側への賠償 (個人賠償責任保険) **14万円**



Point 12月1日より交通事故ではない、日常生活に起こる偶然な事故でも相手への賠償金のお支払が可能となります。

新ファミリー
交通傷害共済

現在、キャンペーン実施中!!

☆campaign☆

ぜひ、会員・組合員の皆さまのご紹介をお願いいたします

なお、ご不明な点は当組合までご連絡ください

